

「菊池川流域日本遺産」に係るモニターツアー事業業務委託に係る 企画コンペ実施要領

菊池川流域日本遺産協議会（以下、「協議会」という。）が実施する『「菊池川流域日本遺産」に係るモニターツアー事業業務委託』（以下「業務委託」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1 業務の目的

本年４月、“米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～”のストーリーが日本遺産に認定された。協議会では、日本遺産に認定された構成文化財など地域資源をつないだ広域的なPRを行い、交流人口の拡大を目指す取組みを推進していくこととしている。

本業務委託では、今後域外からの誘客を図るためのアピールポイントの発見、将来の旅行商品造成（モデルコース造成）を目指したプログラムの検討、及び地域住民に対して日本遺産認定を周知することを目的に、地域住民を対象に様々な体験活動等を組み込んだモニターツアーを実施する。

2 事業の概要及び委託する業務内容

別紙『「菊池川流域日本遺産」に係るモニターツアー事業業務委託基本仕様書』（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。

なお、この基本仕様書は業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

3 委託期間

委託契約締結日から、平成３０年３月２０日までとする。

4 委託料

１，０５８，４００円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

5 参加資格等

- (1) 旅行業第2種以上に登録した業者であること。
提案者が旅行業第2種以上の登録業者でない場合は、旅行業第2種以上の登録業者にバスツアーの実施を委託することで、本企画コンペに参加し、受託することができるものとする。
- (2) 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 企画提案書受付期間において、協議会を構成する菊池市、玉名市、山鹿市、和水町から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (6) 法人格を有しており、九州管内において本店又は支店・営業所を有するものであること。

6 委託業者の決定方法

提案者から提出された企画提案書の審査を行い、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

7 企画コンペの説明会

企画コンペへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日 時：平成29年7月27日（木）午前10時30分から
- (2) 場 所：山鹿市役所 4階402会議室
- (3) 説明内容：事業の趣旨及び仕様等について
企画提案の手続きについて
その他留意事項等
- (4) 備 考：会場の都合により、参加者は1事業者につき2名までとする。
参加希望者は、7月26日（水）正午までに10（5）に記載の連絡先に、メールにより団体名および参加者の氏名を連絡すること。

8 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、平成29年7月31日(月)午後5時までに、参加表明書(様式1)を提出することとする。

なお、参加表明書の提出がない者については、辞退したものとみなす。

9 質問と回答

本企画コンペに関する質問は、説明会会場で受け付けるものとし、できれば事前に質問書(様式自由)の提出を行うこと。

なお、説明会以降の質問は7月28日正午までとし、それ以降は受け付けない。質問はメール及びFAXで行うものとし、送信後、電話にて送信した旨の連絡を行うこと。質問のあった事項については、説明会に参加したもの、参加表明書の提出があったもの及び当該企画コンペについて質問したものへメールで回答する。

10 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

- ① 企画コンペ参加申込書(様式2)
- ② 業務提案説明書(様式3)
- ③ 企画提案書(様式自由)
(A4版、カラー印刷、両面印刷可)
- ④ 業務委託実施スケジュール(様式自由)
- ⑤ 業務委託参考見積書(様式自由)

(2) 提出部数

8部(うち正本1部)

(3) 提出期限

平成29年8月4日(金) 正午(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出場所

〒861-1331

菊池市隈府888番地

菊池市経済部 商工観光課 観光振興係(担当:高見)

TEL:0 9 6 8－2 5－7 2 2 3 FAX:0 9 6 8－2 5－1 1 2 3

E-mail: j-takami@city.kikuchi.lg.jp

(6) プレゼンテーション

日 付：平成29年8月17日（木）

場 所：山鹿市役所 4階402会議室 ※時間については別途連絡。

1.1 受託者の選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを基に、次のとおり行う。

(1) 1次審査

- ① 別に定める審査要領に基づき1次審査（書類審査）を行い、上位5社程度を選定する。
- ② 1次審査結果については、メールにて通知する。
- ③ 1次審査の選定基準は以下のとおり。（60点満点）

分類	内容	配点
形式評価	- 基本仕様書の内容に沿った提案となっているか。（全体構成） - 企画提案の提出書類はわかりやすくできているか。（形式審査）	20点
体制評価	- 本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。（業務遂行体制） - 本業務を実施するにあたり、十分に実施できる実績があるか。（業務遂行能力）	20点
内容評価	- 提案内容は、創意工夫に溢れ、具体的かつ明確か。 - 提案内容は、効果的かつ効率的な手法か。 - 提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。見積金額は適正か。	20点

(2) 2次審査

- ① 1次審査で選定されたものを対象に、別に定める審査要領に基づき、2次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。
- ② 2次審査結果については、メール及び書面にて通知する。

③ 2次審査の選定基準は、以下のとおり。（100点満点）

評価項目		配点
実施体制等	＜ 本事業の実施に必要な業務遂行能力や実施体制等を有しているか。＞ ● 業務遂行にあたり十分な知識・ノウハウや、類似業務の受託実績があるか。 ● 業務遂行可能な人員が適切に配置・確保されているか。 ● 危機管理体制及び対応方法、保険の内容が十分か。 ● 業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。	40点
募集方法	＜ 本事業の目的達成のために、募集方法は適切か。＞ ● 募集対象は、事業目的に沿っているか。 ● 募集方法は、効果的で、定員を満たす参加者を集められるようなものとなっているか。 ● 再募集が必要な場合の対応方法が提案されており、定員を満たすような対応となっているか。	30点
企画内容	＜ ツアーは、本事業の目的達成のために、必要かつ効果的な企画となっているか。＞ ● コース設定は、事業目的に沿ったもので、仕様書に記載された内容が効果的に組み込まれているか。 ● コース設定は、十分実施できるスケジュールとなっているか。 ● 効果的、魅力的なツアー内容が提案されているか。	30点

④ その他

- ・審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。
- ・1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

12 失格要件

次の場合は失格とする。

- （1）期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- （2）本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- （3）企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

13 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、提案者負担とする。

14 日程

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) コンペ説明会 | 平成29年7月27日(木) 午前10時30分から |
| (2) 参加表明書提出期限 | 平成29年7月31日(月) 午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成29年8月4日(金) 正午 |
| (4) プレゼンテーション | 平成29年8月17日(木) |
| (5) 業務委託事業者の決定 | 平成29年8月下旬 |
| (6) 業務委託契約の締結 | 平成29年9月上旬 |

15 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4) 企画コンペは提案者が1社であっても実施する。
- (5) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6) 協議会と契約候補者は業務委託に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7) 契約の相手方は、協議会が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (8) (7)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体

と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。